

## 母親指導がむずかしかった自閉症児の例

福井 ふみ子

### The Difficulty of Treatment Plan of an Autistic Child and Her Mother

Fumiko Fukui

This issue introduces a discontinued case and analyses the cause of the discontinuity. The main cause of the discontinuity is considered the plan of the treatment: the therapist made great account of the child's treatment and made little account of mother's counseling. The client of this issue is the autistic girl aged 4 years and a half. The therapist made a behavior modification method to the girl for two years. The mother couldn't accept the handicap of her child and made a hard training. But the therapist couldn't realize the emotional situation of the mother and made few turns of counseling. The therapist became conscious of the failure of the treatment plan and proposed the change of the treatment to the mother. The case was discontinued at the time of the girl's entrance to the regular class of primary school.

**Keyword** : acceptance of handicap, childhood autism, counseling for mother.

#### 1. 問題の経過と本研究の目的

自閉児というと、子どもに対する指導法が問題になることが多いが、自閉児こそ、その母子（および父子）関係に注目すべきである。障害児を持つ母親は、日常生活の面でも精神的な面でも負担が大きい。自閉児以外の障害児（ちえおくれや肢体不自由）の場合は、それぞれの障害を持ちながらも、子どもが母親と意志疎通や感情交流することができ、その分、母親の苦痛は緩和される。

ところが、自閉児は、その障害の特殊性のために、乳児期より、母子関係がつきにくい

ばかりか、成長しても、他者との意志疎通や感情交流が困難で、母親が、子どものささいなしぐさや笑顔の中から、「子どもを育てる喜び」を見出しにくい状況にある。

また、自閉児は、単なるちえおくれの場合と違い、その接し方がむずかしい。自閉児は、その発達に独特の歪みがあり、単に小さな子どもに対するように接すればよいというわけではなく、生活上、独特の工夫を必要とする。また、家族の楽しみをさえ犠牲にしなければならないことさえある。

本研究では、子どもの指導にのみ重点を置き、母親に対する十分なケアを欠いたために、

結局は中断にいたったケースについて、その概要を紹介し、中断の要因について詳細に分析する。

## 2. ケースの概要および中断までの経過

### (1) 子どもの概要

対象児 Cl. (=クライアント) 女児。  
 来所時 4歳6か月。  
 主訴 自閉症と診断されたが、どのように育てたらよいか。  
 家族 父親 30歳, 母親 29歳, Cl.  
 生育歴 胎児期, 出生時とも異常なし。予定日より10日早く出生し, 初体重は, 2,850gであった。身体的発育, 定額, 座位はふつう。始歩-1歳1か月。初語-3歳3か月。大小便を教える-3歳。利き手-右。

#### • 来所時の状態

- ①着脱衣…介助が必要。
- ②食 事…一人のできる。
- ③用 便…問題なし。
- ④睡 眠…問題なし。
- ⑤言語発達…単語は言える。要求語。
- ⑥遊 び…音楽・体操が好き。

#### • 来所以前の保育歴

2歳6か月時：区立保育所に入所。1年でやめる。

3歳6か月時：X学園（精神発達遅滞児のための民間の通園施設）通園のため、他区に転居。→1年後、M（=母親、以下同じ）、喧嘩してX学園を飛び出す。

4歳6か月時：区立保育所+区立教育相談室（=以下、当機関と記述する）

#### • Cl. の指導結果（詳細については文献1参照）

Cl. のセラピーは、子どもの①知能程度の低さと②自閉性の強さのため、困難を極めたが、2年間にわたる行動療法的（フリー・オペラント的）な指導（1, 5）ののち、

①対人回避行動の低減

②要求語の頻度増大

③課題学習の導入

という成果をあげることができた。

しかし、以下の2点については、2年間の指導にもかかわらず、十分な成果をあげることができなかった。

①常同行動の低減

②学習態度の形成

(2) 母親及び父親の概要（プライバシー保護のため、詳細については省略する）

#### • 母親について

来所時（Cl. は4歳6か月）29歳。Cl. は彼女にとって初めての子どもであった。

#### • 父親について

Cl. の父親は来所時30歳。Cl. の就学先については、必ずしも普通学級にこだわっていなかった。

### (3) Th. (=セラピスト) の概要

Th. A（女性）：本事例のTh. Aは本論文の筆者自身であるが、Cl. の来所当時28歳で、当機関の相談員としてそれまでに5年間の経験を持っていた。ケース開始2年目の9月から12月まで出産のため休職。Th. 自身、初めて母親としての経験を持った。

Th. B（男性）：Th. Aの休職に伴い、4か月間Cl. のセラピーを引き受けた。当機関には就職したばかりで（25歳）、それ以前に自閉児の指導に本格的に携わった経験はなかった。

### (4) 母親との面接の持ち方

ケース受付後、4月より、Cl. の指導が始まったが、スタッフが手薄なせいもあって、特に母親面接の時間はとっていなかった。Cl. の指導中は、Mに観察室からミラー越しにプレイ室を見てもらうようにしていた。これは、①Cl. の指導の様子をMに見てもらうためと、②万一の事故・怪我などにそなえて、指導状況をMに見てもらったためであった。

ただ、母親はいつも話したいことが山ほど

たまっている感じで、Cl.の指導の前後にTh. Aを廊下でつかまえては10分でも15分でも、大声で自分の話したいことをしゃべりまくった。その間、Cl.が相談室の廊下をうろうろしていたり、Th. Aは次のケースを待たせていたり、Th. AはMの話の区切るのにたびたび苦労した。

また、Th. AがMとだけ話したいと思っても、Mは必ずCl.を連れてくるので、結局Mと十分に話す時間がとれなかった。

しかし、廊下でMと話をしたり、また、後には、一時的に母子平行面接を行うこともできたので、Th. AとMが(約1時間程度の)話をしたのは、2年間のうちに少なくとも15回を越える。

#### (5) 母親の主張

母親の主張の主なもの項目別にあげると以下ようになる。

##### ①指導時間について

- 指導時間について細かく要求してくる。
- Th. Aは指導日は保育所を休ませてくるように頼んだが、Mは保育所終了後、指導に連れてくる。

##### ②当機関での指導について

- とにかく椅子に座っていてくれさえすればいい。
- ここでは一対一で指導してもらいたい。
- 「線引き学習」はX学園でさんざんやったので、次に進んでください。
- 就学まであと5回だから、休まないように来ます。

##### ③知能検査について

- 児童相談所で検査した時は、もっとよくできた。保育園の巡回指導の時は、もっとよくできた。
- 児童相談所では愛の手帳で、3度の軽い方と言われた。

##### ④子どもの見方について

- うちの子は多動ではない。
- 椅子に座れるようにならなくちゃあ。
- 入学前に自分の名前くらい書けなくちゃあ。
- 家の壁にアイウエオ表を貼っています。上

から下に読めます。

- 私はCl.に、おんぶや抱っこをしないようにしているんです。

- この子はわがままだから…。

##### ⑤就学時の判定について

- 養護学校だなんて侮辱だ。
- 100人のうち99人が反対しても、私はCl.を普通学級に入れる。

##### ⑥母子関係について

- Th. Aは、自分がCl.を思うとおりにできなかったから、今度はCl.が伸びないのを母親のせいにする。
- 母子関係はもう6年間、ばっちりやっている。保育園が終わってから夕方6時位まで公園で遊んでいる。
- 2歳の時、「母子関係ができていない」と言われた。一年間、甘えさせたりして、それで母子関係がついたものと思っていた。

- 1時間お話ししてしまうと、子どもを見てもらえないので、一回分損をしてしまう。

##### ⑦小学校入学後

- Cl.は体が固いから、今度毎日鍼治療に通うことにした。
- 子どもを普通学級に通わせているのに、なぜ親がついていかなければならないのか。

#### (6) 仮説と指導方針

Th. AはCl.来所時、問題はCl.の「障害の重さ」にあると判断した。Th. AがCl.と関係をつけ、Cl.の自閉性を減らし、認知力を高めていくことで、問題は軽減していくと判断した。

Mについては「大変な母親」という印象は持ったが、特に「母子関係」には注意を払わなかった。Mの話をよく聞き、Mの気持ちになるべく沿っていこう(=来談者中心療法)(3)と考えた。相談の途中で母親面接の必要性を感じる事がたびたびあったが、スタッフの数や時間の関係で母親担当者を見つけることはできなかった。

MはそれまでCl.を通していた保育園や通園施設とも喧嘩をして出てきているとい

うことを聞いていたので、Mと喧嘩しないこと、ケースを長続きさせることを、Mとのつき合いの念頭においた。

#### (7) ケース中断までの経過

前記の理由により、Th. A一人で母子を担当してきたが、指導に行き詰まりを感じたのはTh. Aの産休が明けたあとのことである。産休明けすぐに本ケースはTh. Bの手元からTh. Aの手元に戻された。Th. AはMから出産祝いをいただき、「またよろしく」と暖かく迎えられた。

ところが、実際指導を再開させてみると、Th. Aは母子の、産休前との大きな違いに驚かざるを得なかった。プレイ室での子どもの行動は全く制御がきかず、一対一の指導が困難な状況になっていたし、母は母でCl.を普通学級に入れたい一心でパニック状態に陥っていた。

Cl.とMの、産休前との違いをあげると、以下ようになる。

①フリー・オペラント的指導+課題学習の再開後、Cl.の状態がTh. Aの産休以前に比べて非常に悪化していた。着席を回避するようになっていたし、産休以前はきいていた強化(Cl.を振り回すことや一緒に跳ぶことなど)が全くきかなくなっていた。

②その反面、Cl.はTh. B(男性、Cl.の父親と似たタイプ)に非常になつており、Th. Bに対して自分の方からの接近行動を見せた。これはTh. Aに対してはついで見られないことであった。Cl.は相手が男性であるか女性であるかによって自分の態度を使い分けているのではないか。そして、それは、家庭の中での父親との関係、母親との関係を反映しているのではないかと考えられた。

③母親の言葉の中で「小学校入学まであと5回だからそれまでに何とか子どもをよくしてほしい」旨の発言があった。重度の自閉児の指導の場合、何回指導したからどうなるというように考えるのは所詮無理がある。Th. AはMのこの発言に、Th. A自身の考えとのズ

レを感じた。

また、MはCl.を普通学級へ入れたいという意志がさらにいっそう固くなってきており、Th. AがそれまでにCl.に対して行ってきた個別学習は、Cl.が普通学級に入級した場合、殆ど役に立たないと考えられたため、その意味でもCl.に対するそれまでの指導のあり方を見直す必要があった。

そこで、母親の了解のもとに一度個別学習を中断し、Cl.とMとの関係を観察させてもらうことにした。

その結果、Cl.がMを非常に避けており(Cl.はMの指示に対して顔をしかめたり、奇声を発したり、また床に寝転がったりするなど)、また、Mはそのことに全く気づいていないということがわかった。

Th. AはこのことをMに話すかどうか熟慮し、ケース会議で他の相談員たちの考えも聞いた後、Mにとってあまり厳しすぎないように注意しながら、Mに現在の状況を説明し、以後しばらくは母子関係を立て直すことを指導の中心におきたい、という指導方針の変更に対する了解を求めた。

それに対するMの反応は以下のようなものだった。

- Th. Aは、自分がCl.を思うとおりにできなかったから、今度はCl.が伸びないのを母親のせいにする。
- 母子関係はもう6年間、ばっちりやっています。保育園が終わってから夕方6時位まで公園で遊んでいます。
- 2歳の時、「母子関係ができていない」と言われた。一年間、甘えさせたりして、それで母子関係がついたものと思っていた。

その話の後、MはTh. Bに電話をし、「Th. Aに見捨てられそうだ」という話をしている。

その後、しばらくはMは新しい指導方針(母子及びTh. Aの三者が同室でプレイしながら、Cl.に対する最もよい接近法を指導する)のもとで来所を続けていた。しかし、Cl.が小学校に入学してからの来所は、Cl.が当機関に着いた時点で、「疲労の極」に達し

ており、とても一緒にプレイできるような状況ではなかった。そこで、Th. Aは、Cl.の状況を説明して、「Cl.があまり疲れるようなら、小学校の方が落ち着くまで、しばらく来所をお休みしては？」とMに提案した。ところが、Mは、Cl.がとても「疲れている」ということが理解できず、従って、Th. Aの意図も充分には伝わらないまま、来所を休むようになった。

5月になって、小学校の担任が相談室を訪れ、やはり学校でもうまく行っていないという現状をTh. Aに報告した。Th. AはあらかじめMに電話し、今後の方針について、他の相談員もまじえて、6月に再度Mと話し合いを持つことにした。

ケース開始後2年目の6月に、M、Th. A、Th. B、それに常勤の相談員の4者で話し合いを持った。その日、相談員側としては相談の今後の方向を決める大切な話し合いを考えていたが、MはどのようなわけかCl.を連れて来所した。

話し合いの結果、①Mが「一対一の個別指導を行ってくれるなら今までどおり来所したい」と言ったこと、②Cl.の進路の話は抜きにして相談を行うということで、その場の話し合いはつき、相談担当者はTh. Aのまま、従来どおり、Cl.の個別指導を続行することになった。

母子はその後、3回来所した。Cl.はプレイ室内では、4月当初と違い、わりあいゆったりしており、Th. Aとのやりとりも産休以前と同じくらい回復していた。それに対しTh. AはCl.の動きに沿って動くようにし、Cl.が二人のやりとりを楽しめるまでになった。

Cl.の3回の指導は非常にうまく行ったという印象を、Th. Aは持っていたが、Mの方は、「Cl.はただ興奮しているだけ」と感じていたようである。3回目の指導の翌日、Mから常勤の相談員に電話があり、「担当者を変えてもらえないか」ということで、話し合いの日時を約束した。けれども、その後で、Mの方からその約束を断ってきた。

Th. Aは、Mと電話連絡が取れないことが多いため、次回の指導日をハガキで連絡したが、それに対するMからの応答はなく、このケースはそのまま中断にいった。

### 3. 考 察

#### (1) 本事例の問題の本質

2年間の指導中、及びケース中断前後の事情を考えると、本事例の問題の本質は、実は次のようなところにあったのではないかと思われる。

すなわち、Cl.が生まれて、まもなく自閉的症状（ことばの遅れや多動など）を呈するようになり、Mがその状況を受け止め切れないまま、Cl.を各種の通園機関に連れ回す結果になったのではないか。Mは不安でいっぱいであり、Cl.の状態が少しでも改善するようにと祈りながら、通園機関をショッピングしていたものと思われる。

一方、Cl.から見ると、Mはいまだ「母なる大地」になっておらず、自閉児特有の敏感さから、Cl.もやはり不安でいっぱいのまま、母の意のままにあちこちの通園施設を連れ回され、その結果、どこに行っても（自分の家でさえも）「安定した居場所」を得ることができなかったのではないか。Cl.から見れば母は「自分をいつもいやな場所に連れて行く人」であって、そのことが、さらに母子関係の成立を遅らせたのではないか。

Cl.の就学の時期が近づくにつれ、MはCl.をぜひとも普通学級に就学させようと思ひ、そのためには「とにかく着席させて課題学習をさせてほしい」と焦ってセラピストに訴えてきた。

そこへセラピストの側から「母子関係ができていない」、「今までの指導方針を変更したい」と言われたことで、「Cl.が伸びないのは自分のせいにされた」という思いと、指導方針を変更されることに対する不安や混乱がいっせいに噴き出してきたのではないか。

そして、就学相談で、Cl.の就学先として「養護学校が適当」と判定されたことや、

ふだんセラピストから指導を受けている同じ場所で、いろいろと嫌な目に合ったということが、輪をかけて、Mの足を当機関から遠ざからせることになったのではないか。

すなわち、本事例の場合、「Cl.自身の障害の重さもさることながら、最も強く援助を求めていたのは、実は母親であり、そのことに相談員が十分に気づかないまま、子ども中心の指導を続けた」というのが、問題をこじらせるもととなったのではないか。だからこそ、Mと2年間もつき合ってきたにもかかわらず、Mの不安は一向に解消せず、問題をCl.の就学後にまで持ち越させることになったのではないか。

要するに、「Cl.が就学する年齢になるまで、Mが、Cl.の障害の重さを認識することができなかったことと、そのことをMに十分に納得させることのできなかつたセラピストの力不足」が、2年間にわたってMの信頼を得られていたにもかかわらず、最終的に「中断」という形での破局を招く原因になったのではないかと考えられる。

以下のパラグラフでこれらの点についてももう少し詳しく検討してみたい。

## (2) 最初に立てた仮説と指導方針の誤り

さて、このケースの場合、誤っていたと考えられる点をあげると以下ようになる。

### ①仮説の立て方の誤り

仮説を立てる際に、Cl.の問題、母親の問題、母子関係の問題の3点から考えるべきであった。本ケースの場合、Cl.の問題が最も目につき、その対応に追われていたために、他の二つの問題について考えることがおろそかになってしまった。ここで、その置き去りになっていた二つの問題について考えてみることにする。

#### ・母親自身の問題

母親に関しては、Cl.の問題を受け止め切れず、困惑しているということには気づかず、ただの「訴えの多い母親」といったようなとらえ方をしていた。仮に初期の段階で、Th. Aが「ほんとうに困っているのはMで

ある」ということに気づいていれば、もっと強力に母親担当者を探したかも知れないし、あるいは、子どもの指導を後回しにしても、Mの面接を優先させたかも知れない。

#### ・母子関係の問題

また、来所する子どもが障害児の場合、「母子関係」の問題よりも、どうしても「障害」自体に目が向いてしまい、このケースの場合に「母子関係」がうまく行っているかどうかということは、あまり意に介さなかった。逆に「母（あるいは人との）関係がつかないのは障害のせい」と考え、「障害」の程度が改善すれば、対人関係もよくなるのではないかと考えた。

### ②指導目標および指導計画の無理

相談開始当初に立てた仮説の誤りもさることながら、Cl.の指導目標自体にも無理があった。

相談開始当初、Cl.に対する直接的な知能検査ができなかったため、知能の判定は、質問紙法に頼らざるをえなかった。ところが、質問紙にチェックした母親自身もCl.の状態をよくとらえていなかったため（MもCl.の障害を軽く見ていた）、はっきりとしたデータの無いまま、知能程度は概ね2歳くらいという推測で、Cl.の指導を開始することになった。Th. Aとしてはきちんとしたデータがなくても、行動観察等によって、Cl.の障害の重さおよび予後を見抜くべきであった。しかし、Cl.が5歳10か月時になって、やっと田中ビネー式知能検査にのるようになり、MA 1歳5か月、IQ 24と出た時にはあまりの知能の低さに愕然としてしまった。Cl.はそれまでの間、時に二語文を話すこともあり、自閉性の強さのために、潜在的な能力が表になかなか出てこないのだろうと考えて、指導計画等を立てていた。

また、Cl.の場合、来所時の年齢が4歳ということもあって、どうしても就学を前にした「課題学習」というところに目標を置いてしまったが、Cl.の認知力の弱さ・自閉

性の強さ・対人関係のまずさ等を考えると、2年間でそこまで伸びて行くのはいささか無理であり、セラピスト自身はそのことをもう少し強く意識すべきであった。

そうすれば、無理な計画も立てなかったし、母親にも初めからその旨説明して、あまり大きな期待を抱かせないようにすることができたかも知れない。そのあたり(すなわち、Cl.の発達予測)についての説明を十分に行わなかったために、母親に過大な期待を抱かせてしまった。また、セラピスト自身が立てた予測から見れば非常にうまく行っている指導に対しても、母親から見れば、まだまだ目標に達していないという印象を持つことになり、それがセラピストに対する不信感を招く要因にもなってしまった。

### ③子どもの生活における母親の役割の軽視

Th. Aは、それまでに子どもを持った経験がなく、子どもと24時間接している母親の役割について、まだ十分に理解していなかった。母親の子どもに対する影響力や育児の苦勞、障害児を持った母親の不安、それを支える夫の物理的・精神的援助などについて実感がなかった。また、親子の縁は生涯にわたって続くという点についても十分に認識していなかった。

従って、母親が子どもの状態を十分に受け止め、母親自身が精神的に落ち着くことによって、子どもへの対応が変化し、結果的に子どもの状態が改善していくことも大いにありうる、という風にはまだ考え到っていなかった。また逆に、母親の子どもに対する対応の仕方が、子どもの発達にとって「阻害要因」となることもありうる、という風にはまだ考えていなかった。

### ④Th. A自身の未熟さと出産による変化

これは「誤り」というわけではないが、Th. A自身がCl.のMと同じ年齢であり、相談員としての経験も浅かった。それに、Cl.の指導期間中に、Th. A自身が母親になったことによる心理的变化も大きいと考えられる。それまでは、自閉児を「一人の人間」と

してよりも、「指導の対象」として見がちであったのが、自閉児にとってもやはり家庭はあるわけだし、母子関係の果たす役割も大きいということに、相談員自身が初めて気づいたわけである。何と云っても子どもと24時間、そして何十年という将来にわたっても付き合っていくのは親なのだという点にセラピスト自身が気づいたことの意味は大きい。

### ⑤Th. Bの未経験さと産休後の担当者交替の問題

Th. Bが自閉児を指導した経験が殆どないことは、引継ぎの時点からわかっており、引継ぐ2か月ほど前から、Th. Aの指導のもとに、Cl.との接触到慣れてもらった。Th. Bは経験がないわりにはCl.に柔軟に接し、Cl.もTh. Bに慣れて自分から積極的に接近していくようになった。

Th. Aの産休明けの担当者については、産休が明けた時点で再び検討するという事になっていたが、実際には、Th. Aが職場復帰するやいなや、Cl.のケースはTh. Aの手に戻された。Th. Bにしてみれば、Th. Aの産休期間中の4か月間だけCl.を担当し、しかも、Th. Aの指導方針をある程度引き継がなければならなかったということは、ある種のやりにくさを感じたであろう。しかし、やはりCl.の障害の重さや「Mのクライアントとしての大変さ」が、まだ相談員になり立てのTh. Bにとっては大きな負担だったに違いない。

Th. Aは産休後、Cl.がTh. Bに非常に慣れてしている様子を見て、子どもの方の担当だけでも、もうしばらく続けてもらえないかとTh. Bに頼んだが、Th. Bからはそのことについて消極的な解答しか得られなかった。

### ⑥指導方針変更による混乱

Th. Aの産休明けのCl.の状況を見て、Cl.に対するそれまでの指導方針を変更せざるをえなくなったわけだが、Th. Aにはそのことについて十分に考える時間的余裕がなかった。思い切って指導を1回休みにし、方針変更について十分に時間をとって考えればよか

ったと思われる。

また、Th. Aは「このままではいけない」とは気づいたものの、今後取るべき新たな方針について、自分自身も混乱しており、その混乱にMをも巻き込む結果になってしまった。

#### ⑦母親の側の問題

このケースの場合は、M自身の母親としての未熟さ、考えの固さ、狭さなども見逃すことができない（もちろん、そのこと自体もセラピストが念頭に置かなければならないことの一つであるが）。

##### ・母親としての未熟さ

Mが当機関に来所する以前に受けた各相談機関での説明が不十分だったということもあるが、MはCl.が4歳半になるまで、「母子関係」ということについて全く理解していなかった。自閉児の母としては無理もないことだが、Mは時間さえかければ母子関係は作られると思い、Cl.に対して全く見当違いの接し方を続けていた。

##### ・考えの固さ・狭さ

MはCl.のために転居までして、毎年のように通園機関を変えていたが、就学時期になっても、Cl.の「障害の重さ」を理解することができなかった。

また、Mは、それまでのいろいろの事情もあっただろうが、あくまでも自分の信念にこだわり、Cl.の面倒を親身になってくれた通園機関のスタッフのアドバイスに耳を傾けることができなかった。

##### ・本ケースの母親の特異性

最後に、この母親の特異性について言えば、子どもの障害を受容できなかった理由として、母親自身の劣等感との同一視(4)が考えられるのではない。すなわち、落ちこぼれの自分が落ちこぼれの子を生んだ、というふうに、自分の人生の根幹にある劣等感と子どもの障害とを、無意識のうちに、ダブらせて考えてしまったのではないか。

セラピストが、初期の段階から、この母親の「劣等感」に気づき、もっと受容と共感に満ちたカウンセリングを行っていれば、状況

は変わっていたかも知れない。すなわち、どうして自分の子どもに対して、前述のような感情を持つようになったのが、母自身の口から、母自身の生い立ちをも含めて語られたかも知れない。

#### ⑧母親に対する対応の誤り

Th. Aは、Mに対する一対一の面接の必要性を感じてはいたが、スタッフの関係で母親担当者が見つからないまま、事態は進行していった。けれども、Th. Aは一人で母子を担当しながら、時間的余裕と自分の余力がある限り、Mの話も聞いていこうと考えていた。

来談者中心療法のトレーニングを受けていたTh. Aは、Mの話「ウンウン」と聞いてさえいけば、問題は解決するものと考えていた。だが、Mがその方法によってある種の「洞察」を得るには、そのための条件——「静かな部屋で、十分に時間をとってMの話を聴いてもらう」という条件が満たされていなければならないということまでには、考えが及ばなかった。子どもが騒ぐうるさい廊下での短時間の立話では到底これらの条件が満たされるはずもなかった。

このことはセラピスト自身についても言えた。Th. Aは、落ち着かない廊下での立話の中で、Mの勢いに押され、Mの焦りに巻き込まれていった。セラピスト自身も静かな面接室の中で、Mの話をじっくり聴くことができれば、Mに対する応答も、また変わっていたかも知れない。

また、M自身も「自分の話を聞いてもらうことが必要である」という認識があまりなかった。もし、Mの方から「面接の必要性」を強く訴えられれば、セラピストの対応もまた違っていたかも知れない。

#### ⑨相談機関自体の抱える問題

このような難しいケースと対応するにあたって、相談機関の限界が見えてきた。具体的にあげると、以下ようになる。

ア) 殆どの相談員が非常勤で構成されているために、母子平行面接を行おうとしても出



勤日が一致しないことが多い。

イ) 待遇が悪いいためか、スタッフに経験の少ない若い人が多く、母親面接あるいは家族面接などのできる人が少ない。

ウ) インテイクのシステムがきちんとしておらず(現在は整備された)、たまたま少し話を聞いただけのケースを、相談員の得手不得手にかかわらず、ずっと担当することになる。

エ) 担当者の専門性の問題。当機関の場合、本ケース来所当時、幼児の相談を担当する者が4名くらいしかおらず、しかも、自閉児の場合にはTh. Aしか担当できる者がいなかった(現在は、言語療法士も採用されている)。

オ) 臨床心理士(有資格・無資格を含む)・教職経験者などいろいろな経歴の人が集まっているため、研修のレベルが上がらない。

カ) 相談中に困難な問題に直面しても、相談員だけの力で解決することが難しい。また、担当者の変更もなかなかできにくい(現在はスーパーバイズ・システムが採用された)。

キ) 相談員の上に立つ者が、事務系のため、相談がうまく行かなくなった時の責任体制がとれない。

ク) 同じ場所で「相談業務」と「判定業務」を行っているために、「相談すると特殊学級にやられるのではないか」という利用者の不信感を招きやすい。

### (3) ま と め

本ケースでは、子どもの指導にばかり重点をおき、母親指導(あるいはカウンセリング)を十分に行わなかったために、ケースの中断という最悪の事態を招いてしまった。本ケースのように、母子ともに問題の大きいケースに対しては、一人の相談員が単独で対処するよりも、母親担当相談員、医師、できればケースワーカーや言語療法士などの協力を得て対処していくことが望ましい。今回の場合、①最初に対応した相談員が問題の重大さになかなか気づかなかったこと、②相談室全体の

バックアップ体制が十分にとられなかったこと、というより、③当機関が、「教育相談」とは全く趣旨の異なる「就学相談」を同時に行っていたことで、かえって教育相談の足をひっぱる結果になってしまったことなどが、問題をより大きくさせてしまったと思われる。

今後は相談員自身の資質向上とともに、相談機関全体としての体制整備が課題となるであろう。

## 4. お わ り に

以上、筆者の経験した事例について述べてきたが、ここで言えることは、自閉児の問題は長い目で見なければならぬ、ということである。自閉児と社会との関わり合いは、その子が活着している間中、ずっと持続するのである。自閉児の親・兄弟がその子に関わり続けるのはもちろんであるが、子どもが幼い時期は、病院・保健所・通園施設・幼稚園または保育所との関係、その後は、小・中・高校及び地域との関係、高校卒業後は職場やデイ・ケア・センターとの関係など、一生続くわけである。その中で、自閉児がいかにも、幸福で、不安少なく生きていけるか、あるいは人々に愛され、社会の中で一定の役割を担って生きていけるかは、自閉児本人にとっても、また、彼(または彼女)を取り巻く人々にとっても、大変重要な問題である。

その子が、人に多少迷惑をかけつつも、自分の好きなことを見つけて、楽しくのびのび生きていくか(2)、あるいは、人のいうことはロボットのようにきくが、休憩時間を自由に使いこなせないような人間になるかは、自閉児を取り巻く周囲の人たちが、「自閉症」という障害をどのように考え、彼らとどのように接していくかによって、大きく変わるように思われる。

変化を嫌う自閉児たちの行動変容を促すことよりも、かわらなければならないのは、彼らを受け容れる社会の方なのではなからうか。

付記 本研究は事例研究であるため、当事者のプライバシーに配慮し、論文の本旨がくずれない程度に、脚色を施しました。

### 参 考 文 献

1. 福井ふみ子：フリー・オペラント法から課題学習法へ 足立区教育センター 教育相談室紀要, 49-56, 1985
2. 石川憲彦：子育ての社会学 朝日新聞社1985
3. 岸田博：ミニカウンセリングにおけるクライアント役の人格の変化に関する一研究, 日本心理臨床学会第2回大会発表論文集, 82-83, 1983
4. 国松清子・津田浩一・小松教之：重度精神薄弱児の在宅訪問指導について—ファミリーケースワークを中心に—京都大学教育研究所 所報第27号, 211-224, 1981
5. 大野裕史・杉山雅彦・谷晋二・武蔵博文・中矢邦雄・園山繁樹・福井ふみ子：いわゆる「フリーオペラント」法の定式化—行動形成法の再検討— 心身障害学研究 第9巻 第2号 91-103, 1985